

【八女市配水場】

番号	定期検査項目	省略可否	令和4年度水質検査頻度(回/年)	基準値(mg/L)	過去3年間の最高値			最高値(R2~R4)	基準値との比較				法に基づく検査頻度(回/年)
					令和2年度	令和3年度	令和4年度		1/5以下	1/10以下	1/2以下	1/2以上	
					1回/年	1回/3年	1回/3月		基本頻度				
基1	一般細菌	不可	12	100個/ml	0	0	0	0					12
基2	大腸菌	不可	12	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性					12
基3	がミム及びその化合物		4	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○			1/3年
基4	水銀及びその化合物		4	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○			1/3年
基5	セレン及びその化合物		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基6	鉛及びその化合物		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基7	ヒ素及びその化合物		4	0.01	0.002	0.002	0.002	0.002	○				1
基8	六価クロム化合物		4	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005		○			4
基9	亜硝酸態窒素		4	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○			1/3年
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		4	10	0.9	0.8	1.0	1.0		○			1
基12	フッ素及びその化合物		4	0.8	0.11	0.11	0.11	0.11	○				1
基13	ホウ素及びその化合物		4	1.0	0.08	0.10	0.10	0.10		○			1/3年
基14	四塩化炭素		4	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○			1/3年
基15	1,4-ジオキサン		4	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン		4	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○			1/3年
基17	ジクロロメタン		4	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基18	テトラクロロエチレン		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基19	トリクロロエチレン		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基20	ベンゼン		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基21	塩素酸	不可	4	0.6	0.11	0.12	0.12	0.12					4
基22	クロロ酢酸	不可	4	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					4
基23	クロロホルム	不可	4	0.06	0.012	0.012	0.018	0.018					4
基24	ジクロロ酢酸	不可	4	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					4
基25	ジブロモクロロメタン	不可	4	0.1	0.004	0.004	0.006	0.006					4
基26	臭素酸	不可	4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基27	総トリハロメタン	不可	4	0.1	0.023	0.023	0.036	0.036					4
基28	トリクロロ酢酸	不可	4	0.03	0.008	0.007	0.010	0.010					4
基29	ブロモジクロロメタン	不可	4	0.03	0.008	0.008	0.012	0.012					4
基30	ブロモホルム	不可	4	0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基31	ホルムアルデヒド	不可	4	0.08	0.003	0.003	0.002	0.003					4
基32	亜鉛及びその化合物		4	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○			1/3年
基33	アルミニウム及びその化合物		4	0.2	0.04	0.04	0.04	0.04	○				4
基34	鉄及びその化合物		4	0.3	0.01	<0.01	<0.01	0.01		○			1/3年
基35	銅及びその化合物		4	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○			1/3年
基36	ナトリウム及びその化合物		4	200	13	14	15	15		○			1/3年
基37	マンガン及びその化合物		4	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基38	塩化物イオン	不可	12	200	14	14	16	16					12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		4	300	48	49	55	55	○				1
基40	蒸発残留物		4	500	125	135	135	135	○				4
基41	陰イオン界面活性剤		4	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○			1/3年
基42	ジェオスミン		4	0.00001	0.000002	<0.000001	0.000001	0.000002					原因藻類発生時期に月に1回以上
基43	2-メチルイソボルネオール		4	0.00001	0.000002	0.000001	0.000002	0.000002					原因藻類発生時期に月に1回以上
基44	非イオン界面活性剤		4	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○			1/3年
基45	フェノール類		4	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○			1/3年
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	12	3	0.8	0.8	0.9	0.8					12
基47	PH値	不可	12	5.8~8.6	7.7	7.7	7.7	7.7					12
基48	味	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					12
基49	臭気	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					12
基50	色度	不可	12	5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5					12
基51	濁度	不可	12	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1					12
毎1	色	不可	自動監視	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日
毎2	濁り	不可	自動監視	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日
毎3	消毒の残留効果	不可	自動監視	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日

<備考> ※1 : 毎月検査(省略不可)

※2 : 消毒副生成物である項目(省略不可)

※3 : カビ臭物質

※4 : 塩素酸(基21)は、平成20年4月1日より水質基準項目として設定される。

※5 : 亜硝酸態窒素(基9)は、平成26年4月1日より水質基準項目として設定される。

※6 : 六価クロム化合物(基8)は、令和2年4月から水質基準値の改正により、4回/年の水質検査回数となる。

令和4年度 水質管理目標設定項目

項目	目標値	回数	最高	平均	最低	区分	
水質管理目標設定項目	アンチモン及び亜化合物	0.02mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	無機物・重金属
	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	一般有機物
	トルエン	0.4mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	消毒副生物
	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	<0.04	<0.04	<0.04	
	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	4	0.001	<0.001	<0.001	
	抱水クロラール	0.02mg/L以下	4	0.005	0.004	0.002	臭気
	残留塩素	1mg/L以下	12	0.37	0.32	0.25	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	一般有機物
	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	臭気
	臭気強度(TON)	3度以下	12	<1	<1	<1	消毒の効果
	従属栄養細菌	2000個/L	12	29	7	0	一般有機物
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	

【八女市配水場】

番号	定期検査項目	法に基づく検査頻度 (回/年)	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値 (R2~R4)	令和5年度 水質検査の頻度 (回/年)	検査頻度の設定理由等
基1	一般細菌	12	100個/ml	0	12	1回/月の検査とされている項目
基2	大腸菌	12	不検出	陰性	12	
基3	ガドリウム及びその化合物	1/3年	0.003	<0.0003	4	
基4	水銀及びその化合物	1/3年	0.0005	<0.00005	4	
基5	セレン及びその化合物	1/3年	0.01	<0.001	4	
基6	鉛及びその化合物	1/3年	0.01	<0.001	4	
基7	ヒ素及びその化合物	1	0.01	0.002	4	
基8	六価クロム化合物	4	0.05	<0.005	4	
基9	亜硝酸態窒素	1/3年	0.04	<0.004	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	0.01	<0.001	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	10	1.0	4	
基12	フッ素及びその化合物	1	0.8	0.11	4	
基13	ホウ素及びその化合物	1/3年	1.0	0.10	4	
基14	四塩化炭素	1/3年	0.002	<0.0002	4	
基15	1,4-ジオキサン	1/3年	0.05	<0.001	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1/3年	0.04	<0.002	4	
基17	ジクロロメタン	1/3年	0.02	<0.001	4	
基18	テトラクロロエチレン	1/3年	0.01	<0.001	4	
基19	トリクロロエチレン	1/3年	0.01	<0.001	4	
基20	ベンゼン	1/3年	0.01	<0.001	4	
基21	塩素酸	4	0.6	0.12	4	配水場は、水道法に基づく検査頻度のとおり 4回/年とする。
基22	クロロ酢酸	4	0.02	<0.002	4	
基23	クロロホルム	4	0.06	0.018	4	
基24	ジクロロ酢酸	4	0.03	<0.002	4	
基25	ジブロモクロロメタン	4	0.1	0.006	4	
基26	臭素酸	4	0.01	<0.001	4	
基27	総トリハロメタン	4	0.1	0.036	4	
基28	トリクロロ酢酸	4	0.03	0.010	4	
基29	ブロモジクロロメタン	4	0.03	0.012	4	
基30	ブロモホルム	4	0.09	<0.001	4	
基31	ホルムアルデヒド	4	0.08	0.003	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1/3年	1.0	<0.005	4	配水場は、安全確認及び水質変動を把握するた め、配水場は4回/年とする。
基33	アルミニウム及びその化合物	4	0.2	0.040	4	
基34	鉄及びその化合物	1/3年	0.3	0.010	4	
基35	銅及びその化合物	1/3年	1.0	<0.005	4	
基36	ナトリウム及びその化合物	1/3年	200	15	4	
基37	マンガン及びその化合物	1/3年	0.05	<0.001	4	
基38	塩化物イオン	12	200	16	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	300	55	4	配水場は、安全確認及び水質変動を把握するた め、配水場は4回/年とする。
基40	蒸発残留物	4	500	135	4	
基41	陰イオン界面活性剤	1/3年	0.2	<0.02	4	
基42	ジェオスミン	原因薬類発 生時期に月 に1回以上	0.00001	0.000002	4	
基43	2-メチルイソボルネオール	原因薬類発 生時期に月 に1回以上	0.00001	0.000002	4	
基44	非イオン界面活性剤	1/3年	0.02	<0.002	4	
基45	フェノール類	1/3年	0.005	<0.0005	4	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	3	0.8	12	
基47	PH値	12	5.8~8.6	7.7	12	
基48	味	12	異常でない	異常なし	12	
基49	臭気	12	異常でない	異常なし	12	
基50	色度	12	5	0.5	12	1回/月の検査とされている項目
基51	濁度	12	2	<0.1	12	
毎1	色	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	
毎2	濁り	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	水道法の規定に基づく毎日検査
毎3	消毒の残留効果	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	

<備考> : おおむね月1回以上行う項目(省略不可)
 : 消毒副生成物である項目(省略不可)
 : カビ臭物質

【立花町配水場】

番号	定期検査項目	省略可否	令和4年度水質検査頻度(回/年)	基準値(mg/L)	過去3年間の最高値			最高値(R2~R4)	基準値との比較				法に基づく検査頻度(回/年)
					令和2年度	令和3年度	令和4年度		1/5以下	1/10以下	1/2以下	1/2以上	
					1回/年	1回/3年	1回/3年		基本頻度				
基1	一般細菌	不可	12	100個/ml	0	0	0	0					12
基2	大腸菌	不可	12	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性					12
基3	カドミウム及びその化合物		4	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003		○			1/3年
基4	水銀及びその化合物		4	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○			1/3年
基5	セレン及びその化合物		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基6	鉛及びその化合物		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基7	ヒ素及びその化合物		4	0.01	0.002	0.002	0.002	0.002	○				1
基8	六価クロム化合物		4	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○			4
基9	亜硝酸態窒素		4	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○			1/3年
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		4	10	0.9	0.8	1.0	1.0		○			1
基12	フッ素及びその化合物		4	0.8	0.11	0.12	0.11	0.12		○			1
基13	ホウ素及びその化合物		4	1.0	0.08	0.10	0.11	0.11		○			1/3年
基14	四塩化炭素		4	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○			1/3年
基15	1,4-ジオキサン		4	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン		4	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○			1/3年
基17	ジクロロメタン		4	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基18	テトラクロロエチレン		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基19	トリクロロエチレン		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基20	ベンゼン		4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基21	塩素酸	不可	4	0.6	0.11	0.12	0.12	0.12					4
基22	クロロ酢酸	不可	4	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002					4
基23	クロロホルム	不可	4	0.06	0.015	0.014	0.019	0.019					4
基24	ジクロロ酢酸	不可	4	0.03	0.002	<0.002	<0.002	<0.002					4
基25	ジブロモクロロメタン	不可	4	0.1	0.004	0.005	0.006	0.006					4
基26	臭素酸	不可	4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基27	総トリハロメタン	不可	4	0.1	0.027	0.023	0.037	0.037					4
基28	トリクロロ酢酸	不可	4	0.03	0.008	0.007	0.009	0.009					4
基29	ブロモジクロロメタン	不可	4	0.03	0.008	0.008	0.012	0.012					4
基30	ブロモホルム	不可	4	0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基31	ホルムアルデヒド	不可	4	0.08	0.003	0.002	0.003	0.003					4
基32	亜鉛及びその化合物		4	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○			1/3年
基33	アルミニウム及びその化合物		4	0.2	0.04	0.04	0.04	0.04	○				4
基34	鉄及びその化合物		4	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○			1/3年
基35	銅及びその化合物		4	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○			1/3年
基36	ナトリウム及びその化合物		4	200	13	14	15	15		○			1/3年
基37	マンガン及びその化合物		4	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基38	塩化物イオン	不可	12	200	14	14	16	16					12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		4	300	49	49	55	55	○				1
基40	蒸発残留物		4	500	129	135	134	135			○		4
基41	陰イオン界面活性剤		4	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○			1/3年
基42	ジェオスミン		4	0.00001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001					原因藻類発生時期に月に1回以上
基43	2-メチルイソボルネオール		4	0.00001	0.000002	0.000001	0.000002	0.000002					原因藻類発生時期に月に1回以上
基44	非イオン界面活性剤		4	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○			1/3年
基45	フェノール類		4	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○			1/3年
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	12	5	0.8	0.8	0.9	0.9					12
基47	PH値	不可	12	5.8~8.6	7.7	7.7	7.6	7.7					12
基48	味	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					12
基49	臭気	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					12
基50	色度	不可	12	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5					12
基51	濁度	不可	12	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1					12
毎1	色	不可	自動監視	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日
毎2	濁り	不可	自動監視	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日
毎3	消毒の残留効果	不可	自動監視	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日

<備考> ※1 : おおむね月1回以上行う項目(省略不可)

※2 : 消毒副生成物である項目(省略不可)

※3 : カビ臭物質

※4 : 塩素酸(基21)は、平成20年4月1日より水質基準項目として設定される。

※5 : 亜硝酸態窒素(基9)は、平成26年4月1日より水質基準項目として設定される。

※6 : 六価クロム化合物(基8)は、令和2年4月から水質基準値の改正により、4回/年の水質検査回数となる。

令和4年度 水質管理目標設定項目

項目	目標値	回数	最高	平均	最低	区分	
水質管理目標設定項目	アンチモン及び燐化合物	0.02mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	無機物・重金属
	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	一般有機物
	トルエン	0.4mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	消毒副生物
	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	<0.04	<0.04	<0.04	
	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	4	0.001	<0.001	<0.001	
	抱水クロラール	0.02mg/L以下	4	0.005	0.004	0.002	臭気
	残留塩素	1mg/L以下	12	0.37	0.31	0.28	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	一般有機物
	メチルtert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	臭気
	臭気強度(TON)	3度以下	12	<1	<1	<1	消毒の効果
	従属栄養解菌	2000個/L	12	4	1	0	一般有機物
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	<0.001	<0.001	<0.001	

【立花町配水場】

番号	定期検査項目	法に基づく検査頻度 (回/年)	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値 (R2~R.4)	令和5年度 水質検査の頻度 (回/年)	検査頻度の設定理由等
基1	一般細菌	12	100個/ml	0	12	1回/月の検査とされている項目
基2	大腸菌	12	不検出	陰性	12	
基3	カドミウム及びその化合物	1/3年	0.003	<0.003	4	
基4	水銀及びその化合物	1/3年	0.0005	<0.0005	4	
基5	セレン及びその化合物	1/3年	0.01	<0.001	4	
基6	鉛及びその化合物	1/3年	0.01	<0.001	4	
基7	ヒ素及びその化合物	1	0.01	0.002	4	
基8	六価クロム化合物	4	0.05	<0.002	4	
基9	亜硝酸態窒素	1/3年	0.04	<0.004	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	0.01	<0.001	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	10	1.00	4	
基12	フッ素及びその化合物	1	0.8	0.12	4	
基13	ホウ素及びその化合物	1/3年	1.0	0.11	4	
基14	四塩化炭素	1/3年	0.002	<0.0002	4	
基15	1,4-ジオキサン	1/3年	0.05	<0.001	4	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1/3年	0.04	<0.002	4	
基17	ジクロロメタン	1/3年	0.02	<0.001	4	
基18	テトラクロロエチレン	1/3年	0.01	<0.001	4	
基19	トリクロロエチレン	1/3年	0.01	<0.001	4	
基20	ベンゼン	1/3年	0.01	<0.001	4	
基21	塩素酸	4	0.6	0.12	4	
基22	クロロ酢酸	4	0.02	<0.002	4	
基23	クロロホルム	4	0.06	0.019	4	
基24	ジクロロ酢酸	4	0.03	<0.002	4	
基25	ジブロモクロロメタン	4	0.1	0.006	4	
基26	臭素酸	4	0.01	<0.001	4	
基27	総トリハロメタン	4	0.1	0.037	4	
基28	トリクロロ酢酸	4	0.03	0.009	4	
基29	ブロモジクロロメタン	4	0.03	0.012	4	
基30	ブロモホルム	4	0.09	<0.001	4	
基31	ホルムアルデヒド	4	0.08	0.003	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1/3年	1.0	<0.005	4	配水場は、安全確認及び水質変動を把握するため4回/年とする。
基33	アルミニウム及びその化合物	4	0.2	0.040	4	
基34	鉄及びその化合物	1/3年	0.3	<0.01	4	
基35	銅及びその化合物	1/3年	1.0	<0.005	4	
基36	ナトリウム及びその化合物	1/3年	200	15	4	
基37	マンガン及びその化合物	1/3年	0.05	<0.001	4	
基38	塩化物イオン	12	200	16.0	12	1回/月の検査とされている項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	300	55.0	4	配水場は、安全確認及び水質変動を把握するため4回/年とする。
基40	蒸発残留物	4	500	135	4	
基41	陰イオン界面活性剤	1/3年	0.2	<0.02	4	
基42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001	<0.000001	4	
基43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001	0.000002	4	
基44	非イオン界面活性剤	1/3年	0.02	<0.002	4	
基45	フェノール類	1/3年	0.005	<0.0005	4	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	3	0.9	12	
基47	PH値	12	5.8~8.6	7.7	12	
基48	味	12	異常でない	異常なし	12	
基49	臭気	12	異常でない	異常なし	12	
基50	色度	12	5	0.6	12	1回/月の検査とされている項目
基51	濁度	12	2	<0.1	12	
毎1	色	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	
毎2	濁り	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	水道法の規定に基づく毎日検査
毎3	消毒の残留効果	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	

<備考> : おおむね月1回以上行項目(省略不可)
 : 消毒副生成物である項目(省略不可)
 : カビ臭物質

【北川内低地区送水ポンプ場】

番号	定期検査項目	省略の可否	令和4年度水質検査頻度(回/年)	水質基準値(mg/L)	過去3年間の最高値			最高値(R2~R4)	基準値との比較				法に基づく検査頻度(回/年)
					令和2年度	令和3年度	令和4年度		1/5以下	1/10以下	1/2以下	1/2以上	
					1回/年	1回/3年	1回/3月		基本頻度				
基1	一般細菌	不可	12	100個/ml	0	0	0	0					12
基2	大腸菌	不可	12	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性					12
基3	カドミウム及びその化合物		1	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○			1/3年
基4	水銀及びその化合物		1	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○			1/3年
基5	セレン及びその化合物		1	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基6	鉛及びその化合物		1	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基7	ヒ素及びその化合物		4	0.01	0.006	0.005	0.005	0.006		○			1/3月
基8	六価クロム化合物		4	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005		○			4
基9	亜硝酸態窒素		1	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○			1/3年
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1	10	0.6	0.8	0.6	0.8		○			1
基12	フッ素及びその化合物		1	0.8	0.09	0.09	0.09	0.09		○			1
基13	ホウ素及びその化合物		1	1.0	0.04	0.03	0.05	0.05		○			1/3年
基14	四塩化炭素		1	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○			1/3年
基15	1,4-ジオキサン		1	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン		1	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○			1/3年
基17	ジクロロメタン		1	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基18	テトラクロロエチレン		1	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基19	トリクロロエチレン		1	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基20	ベンゼン		1	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基21	塩素酸	不可	4	0.6	0.13	0.13	0.17	0.17					4
基22	クロロ酢酸	不可	4	0.02	<0.002	<0.002	0.003	0.003					4
基23	クロロホルム	不可	4	0.06	0.009	0.011	0.016	0.016					4
基24	ジクロロ酢酸	不可	4	0.03	<0.002	<0.002	0.007	0.007					4
基25	ジブロモクロロメタン	不可	4	0.1	0.004	0.003	0.005	0.005					4
基26	臭素酸	不可	4	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基27	総トリハロメタン	不可	4	0.1	0.020	0.020	0.030	0.030					4
基28	トリクロロ酢酸	不可	4	0.03	0.008	0.006	0.009	0.009					4
基29	ブロモジクロロメタン	不可	4	0.03	0.007	0.006	0.009	0.009					4
基30	ブロモホルム	不可	4	0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					4
基31	ホルムアルデヒド	不可	4	0.08	0.002	0.001	0.001	0.002					4
基32	亜鉛及びその化合物		1	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○			1/3年
基33	アルミニウム及びその化合物		1	0.2	0.02	0.03	0.03	0.03		○			4
基34	鉄及びその化合物		1	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○			1/3年
基35	銅及びその化合物		1	1.0	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○			1/3年
基36	ナトリウム及びその化合物		1	200	9	8	10	10		○			1/3年
基37	マンガン及びその化合物		1	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1/3年
基38	塩化物イオン	不可	12	200	12	13	13	13					12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1	300	55	57	58	58		○			4
基40	蒸発残留物		4	500	139	131	127	139		○			4
基41	陰イオン界面活性剤		1	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○			1/3年
基42	ジェオスミン		4	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001					原因藻類発生時期に月に1回以上
基43	2-メチルイソボルネオール		4	0.00001	0.000001	0.000002	0.000001	0.000002					原因藻類発生時期に月に1回以上
基44	非イオン界面活性剤		1	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○			1/3年
基45	フェノール類		1	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○			1/3年
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	12	5	0.5	0.6	0.7	0.7					12
基47	PH値	不可	12	5.8~8.6	7.7	7.8	7.7	7.8					12
基48	味	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					12
基49	臭気	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					12
基50	色度	不可	12	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5					12
基51	濁度	不可	12	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1					12
毎1	色	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日
毎2	濁り	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日
毎3	消毒の残留効果	不可	12	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					1回以上/日

<備考> ※1 : 毎月検査(省略不可)

※2 : 消毒副生成物である項目(省略不可)

※3 : カビ臭物質

※4 : 塩素酸(基21)は、平成20年4月1日より水質基準項目として設定される。

※5 : 亜硝酸態窒素(基9)は、平成26年4月1日より水質基準項目として設定される。

※6 : 六価クロム化合物(基8)は、令和2年4月から水質基準値の改正により、4回/年の水質検査回数となる。

番号	定期検査項目	法に基づく検査頻度 (回/年)	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値 (R2~R4)	令和5年度 水質検査の頻度 (回/年)	検査頻度の設定理由等
基1	一般細菌	12	100個/ml	0	12	1回/月の検査とされている項目
基2	大腸菌	12	不検出	陰性	12	
基3	がミウム及びその化合物	1/3年	0.003	<0.0003	1	1回/3年の検査頻度でよいが、安全確認のために1回/年
基4	水銀及びその化合物	1/3年	0.0005	<0.00005	1	
基5	セレン及びその化合物	1/3年	0.01	<0.001	1	
基6	鉛及びその化合物	1/3年	0.01	<0.001	1	
基7	ヒ素及びその化合物	1	0.01	0.006	4	
基8	六価クロム化合物	4	0.05	#REF!	4	法に基づく検査頻度4回/年
基9	亜硝酸態窒素	1/3年	0.04	<0.004	1	1回/3年の検査頻度でよいが、安全確認のため1回/年
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	0.01	<0.001	4	法に基づく検査頻度4回/年
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	10	0.60	1	法に基づく検査頻度1回/年
基12	フッ素及びその化合物	1	0.8	0.09	1	法に基づく検査頻度1回/年
基13	ホウ素及びその化合物	1/3年	1.0	0.05	1	1回/3年の検査頻度でよいが、安全確認のために1回/年
基14	四塩化炭素	1/3年	0.002	<0.0002	1	
基15	1,4-ジオキサン	1/3年	0.05	<0.001	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1/3年	0.04	<0.002	1	
基17	ジクロロメタン	1/3年	0.02	<0.001	1	
基18	テトラクロロエチレン	1/3年	0.01	<0.001	1	
基19	トリクロロエチレン	1/3年	0.01	<0.001	1	
基20	ベンゼン	1/3年	0.01	<0.001	1	
基21	塩素酸	4	0.6	0.17	4	法に基づく検査頻度4回/年
基22	クロロ酢酸	4	0.02	0.003	4	
基23	クロロホルム	4	0.06	0.016	4	
基24	ジクロロ酢酸	4	0.03	0.007	4	
基25	ジブromokロロメタン	4	0.1	0.005	4	
基26	臭素酸	4	0.01	<0.001	4	
基27	総トリハロメタン	4	0.1	0.03	4	
基28	トリクロロ酢酸	4	0.03	0.009	4	
基29	ブromokロロメタン	4	0.03	0.009	4	
基30	ブromホルム	4	0.09	<0.001	4	
基31	ホルムアルデヒド	4	0.08	0.001	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1/3年	1.0	<0.005]	1回/3年の検査頻度でよいが、安全確認のために1回/年
基33	アルミニウム及びその化合物	4	0.2	0.03	1	基準値との比較が1/5以下のため1回/年
基34	鉄及びその化合物	1/3年	0.3	<0.01	1	1回/3年の検査頻度でよいが、安全確認のために1回/年
基35	銅及びその化合物	1/3年	1.0	<0.005	1	
基36	ナトリウム及びその化合物	1/3年	200	10	1	
基37	マンガン及びその化合物	1/3年	0.05	#REF!	1	
基38	塩化物イオン	12	200	13.0	12	1回/月の検査とされている項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	300	58.0	4	法に基づく検査頻度1回/年
基40	蒸発残留物	4	500	127	4	法に基づく検査頻度4回/年
基41	陰イオン界面活性剤	1/3年	0.2	<0.02	1	3年に1回の検査頻度でよいが、安全確認のために1回/年
基42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001	<0.000001	4	原因藻類発生時期に1回/月とされているため、安全確認のため4回/年
基43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.00001	0.000001	4	
基44	非イオン界面活性剤	1/3年	0.02	<0.002	1	1回/3年の検査頻度でよいが、安全確認のために1回/年
基45	フェノール類	1/3年	0.005	<0.0005	1	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	3	0.7	12	1回/月の検査とされている項目
基47	PH値	12	5.8~8.6	7.7	12	
基48	味	12	異常でない	異常なし	12	
基49	臭気	12	異常でない	異常なし	12	
基50	色度	12	5	<0.5	12	
基51	濁度	12	2	<0.1	12	
毎1	色	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	水道法の規定に基づく毎日検査
毎2	濁り	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	
毎3	消毒の残留効果	1回以上/日	異常でない	異常なし	12	

<備考> : おおむね月1回以上行う項目(省略不可)
 : 消毒副生成物である項目(省略不可)
 : カビ臭物質